

第1回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会
令和5年6月22日

資料2—1

NPO法人卒後臨床研修評価機構(JCEP)の活動状況

専務理事 福井 次矢



日時: 2023(令和5)年6月22日(木)10:00~

JCEPの概要

臨床研修病院を評価する第三者機関です

名称 NPO 法人 卒後臨床研修評価機構
 英語名称 Japan Council for Evaluation of Postgraduate Clinical Training
 略称 JCEP



所在地 〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8
 TEL:03-5212-2444 FAX:03-5212-2445

JCEP <https://www.jcep.jp/>

JCEPの会員

Japan Council for Evaluation of Postgraduate Clinical Training



会員の種類	2023.5.4
正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人	536名 うちサーベイヤー438名
名誉会員 この法人において特別の功績がある者で、理事会が推薦した個人	0名
医療機関等団体登録会員(機関会員) この法人の目的に賛同して入会した医療機関等	38施設
病院団体等特別会員(特別会員) この法人の目的に賛同して活動を支える病院団体等	4団体
賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体	6団体

役員	氏名	役員	氏名
理事長	岩崎 榮	理事	佐藤 伊久男
専務理事	福井 次矢	理事	清水 貴子
理事	相澤 孝夫	理事	永井 良三
理事	有賀 徹	理事	西澤 寛俊
理事	磯和 理貴	理事	伴 信太郎
理事	一戸 真子	理事	邊見 公雄
理事	小熊 豊	理事	矢崎 義雄
理事	小野 剛	監事	井部 俊子
理事	籠島 充	監事	田口 賢司
理事	楠岡 英雄		

2023.6.1~

病院団体等特別会員(特別会員)
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
独立行政法人国立病院機構
公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

会員 : <https://www.jcep.jp/cn10/index-03.html>

- 医師臨床研修の必修化に伴い、2005年に有志らにより前身となる「新医師臨床研修評価に関する研究会」を発足し、2007年に民間の第三者評価機関として最も適切な開設主体 NPO法人となり、現在に至ります。

特定非営利活動法人 卒後臨床研修評価機構 (NPO JCEP)

NPO法人に対する監督

NPO法人制度は、情報開示を通じて、市民の選択、監視、あるいはそれに基づく法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度であることから、さまざまなかたちで行政の関与を抑制しています。

[内閣府NPOホームページから抜粋]

- 会員の種類、メリットについて

→パンフレット参照



入会のご案内

正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人

サーベイヤー

1万円/年

- 1.メールニュースにより、医師臨床研修に関する情報が随時提供されます。
- 2.当機構が行う各種イベントに、優遇して参加いただけます。
- 3.サーベイヤー講習会を受講し、サーベイヤーとして活動できます。
- 4.事業報告書等の刊行物をお届けします。

機関会員 当法人の目的に賛同して入会した医療機関等

臨床研修病院

30万円/年

- 1.メールニュースにより、医師臨床研修に関する情報が随時提供されます。
- 2.当機構が行う各種イベントに、優遇して参加いただけます。
- 3.当機構主催のイベントで機関会員の掲示の他 JCEPのホームページ等にて研修医向け、医学生向けのページに掲載します。
- 4.臨床研修評価受審費用の割引があります。
- 5.事業報告書等の刊行物をお届けします。

NPOとは

JCEPは東京都に設立の認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)です。

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。

NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

(注)法人格:個人以外で権利や義務の主体となり得るもの

内閣府NPOのHPより



目的

NPO法人 卒後臨床研修評価機構は

国民に対する医療の質の改善と向上をめざすため、

臨床研修病院における研修プログラムの評価や研修状況の評価を行い、

臨床研修病院のプログラムの改善、よい医師の養成に寄与することを目的とする



定款より

日本の臨床研修制度の変遷

2004年 新医師臨床研修制度(必修化)

7科目必修

2010年見直し(3科目必修へ、指定基準強化)

2015年見直し(募集定員、都道府県枠)

2020年見直し(7科目必修へ都道府県移譲)

到達目標・方略・評価も見直し

JCEPの沿革

2005(平成17)年 9月 有志らにより「新医師臨床研修評価に関する研究会」として発足

2006(平成18)年11月 臨床研修病院の第三者評価を開始

2007(平成19)年 8月 「特定非営利活動法人 卒後臨床研修評価機構」を設立

プログラム弾力化による必修分野、指定基準強化内容を反映した見直しを踏襲

2017(平成29)年4月 認定期間、評価料の改訂施行

到達目標、到達目標の達成度評価、指導体制・指導環境について踏襲

2022(令和 4)年3月 約300病院への認定証発行し、現在に至る

JCEPと臨床研修病院、臨床研修に関する行政機関・団体との関係性

JCEPとの関係

第三者評価・認定

改善支援・情報提供

評価の対象

評価の申請



NPO法人
卒後臨床研修評価機構

講習会等での協力関係

JCEPの特別会員
・協力関係

臨床研修病院 (基幹型1028 ※2023年3月時点の各都道府県公表の臨床研修病院の合計)

研修医 (毎年約9,000人採用)

JCEP講習会に講師協力

行政機関

行政の行う実地調査に協力

厚生労働省
指定基準の策定

指定権限移譲

都道府県 (47)
臨床研修病院の指定

臨床研修病院の関連団体

臨床研修協議会
プログラム責任者養成講習会
の開催団体

マッチング協議会
研修病院と研修医のマッチング

EPOC
臨床研修記録ツール

臨床研修病院が主に加入する団体

指導医講習会の主な開催団体

日本病院会

全国自治体病院協議会

JCEPの特別会員

国立病院機構
全国国民健康保険診療施設協議会

- 東京都の法人情報ページから報告内容を確認いただけます。 ※一部はJCEPのHPにも掲載しています。
- 卒後臨床研修評価機構 | 東京都生活文化局 (tokyo.lg.jp)
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0006685.html

東京都生活文化スポーツ局
Bureau of Citizens, Culture and Sports

法人の認定等 > NPO法人ポータルサイト > 法人情報検索 > 法人・団体情報詳細

法人の認定等

法人・団体情報詳細

法人・団体基本情報

法人番号: 4010005018149
 認証日: 平成19年7月17日
 法人・団体名称: 卒後臨床研修評価機構 【認証】
 法人・団体名称カナ: ソツゴリンショウケンシユウヒョウカキコウ
 主たる事務所の所在地: 東京都千代田区麹町三丁目3番地8
 従たる事務所の所在地:
 代表者氏名: 岩崎 榮

定款に記載された目的: この法人は、国民に対する医療の質の改善と向上をめざすため、臨床研修病院における研修プログラムの評価や人材育成等を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

活動分野: ■ 保健・医療・福祉 ■ NPO支援

↓東京都へ報告している報告書の抜粋: 上記URLから確認いただけます
 現在の公表内容は令和3年度分まで

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【35,736】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
臨床研修病院の研修プログラムに関する評価事業	臨床研修病院において社会の要請に応える適切な研修プログラムが作成され、プログラムと併せて研修が実施されているかを評価し、認定を行う	通年	臨床研修病院	264人	臨床研修病院	74病院	29,210
臨床研修病院の研修プログラムに関する人材育成事業	臨床研修評価に必要な評価者(サーベイヤー)を養成するサーベイヤー講習会を行う。臨床研修病院の職員を対象に臨床研修病院事務担当者講習会、臨床研修実習者コース(応用編)を実施する	講習会 1回/年	集会所	10人	臨床研修の実習担当者	67人	1,096
臨床研修病院の研修プログラムに関する研究開発事業	臨床研修病院において必要とされるものは何か、臨床研修病院のあり方について研究開発し質の高い臨床研修の実現を支援する テーマ別研究会を開催する	通年	当法人事務所	66人	臨床研修の関係者 一般市民	不特定多数	2,263
卒後臨床研修に関する情報収集及び情報提供事業	卒後臨床研修に関する情報の収集や評価に関する研究結果の公開などをホームページや資料等で行う。研修生手帳の制作、販売を行う。研修生評価票の制作、販売を行う。JCEP セミナーを開催する	通年	当法人事務所	20人	臨床研修の関係者 一般市民	不特定多数	3,166

JCEP会員の皆様には別途、会員総会、事業報告書を冊子の頒布にて報告しています。(会員メリット)

決算報告(抜粋)

経常収益		2022(令和4)年度
	1. 受取会費	17,080,000
	2. 事業収益	54,901,000
	3. 雑収益	426
	経常収益計	71,981,426
経常費用	1. 事業費	52,368,446
	2. 管理費	14,294,632
	経常費用計	66,663,078
当期経常増減額		5,318,348
前期繰越正味財産額		46,735,249
次期繰越正味財産額		52,053,597

事業費内訳	52,368,446
人件費(スタッフ)	11,285,169
評価事業(調査関連・会議)	33,824,053
人材育成事業(講習会)	2,025,701
研修開発事業(項目改訂・研究会)	1,921,078
情報収集及び情報提供事業(研究会・物販)	3,312,445

他に実施可能な団体はあるのかについて

臨床研修病院の“臨床研修”の実際を評価することについて

- 現在、臨床研修病院の“臨床研修”について評価している第三者機関は卒後臨床研修評価機構（JCEP）のみと言えます。

評価の対象が、“病院機能”であれば、JCIや日本医療機能評価機構、“働き方改革”であれば医療機関勤務環境評価センターという考えもありますが、現在の当該団体の評価基準では、臨床研修の評価が可能な基準が含まれていないと思われます。

⇒「第三者評価」の対象が、2年間の臨床研修であれば、実施可能な団体はJCEP以外には、**現在はありません。**

臨床研修評価 第三者機関の団体としての性格はNPO法人である

アメリカ 1981	ヨーロッパ 1958	日本 2007
ACGME Accreditation council for Graduate Medical Education	UEMS Union Européenne des Médecins Spécialistes	JCEP NPO法人 卒後臨床研修評価機構

JCEP : Japan Council for Evaluation of Postgraduate Clinical Training

評価の実施方法、仕組み

調査票はすべてJCEPホームページに公開しております
<https://www.jcep.jp/cn12/index-02.html>

評価の枠組み

書面調査の終了後に訪問調査を行います

到達目標が達成可能な
研修プログラムになっているか

同じ「JCEP評価調査票」の項目を
書面調査では自己評価し
訪問調査ではサーベイヤーが評価します。

研修プログラム通りに
臨床研修が実践されているか

■ 書面調査 ■

・書面調査票の記入

・臨床研修調査票

・JCEP評価調査票

・確認書類の整備

・研修プログラム

・規程・文書類

・訪問調査進行予定表の作成

JCEP評価調査票
JCEP評価基準: standards

提出用JCEP評価調査票 October 2022

JCEP評価調査票
October 2022

実施研修科目	評価項目	中項目	小項目	
P11	臨床研修病院としての役割と理念・基本方針	2	6	
P12	臨床研修病院としての教育体制の確立	2	6	
P13	臨床研修病院としての教育管理体制の確立	4	15	
P14	研修生の研修終了と臨床研修の位置づけ	6	17	
P15	研修生がプログラムの確立とその実施	5	23	
P16	研修生の評価	2	6	
P17	研修生の指導体制の確立	3	9	
P18	研修生の確保	3	4	
		0	27	86

【ご記入にあたって】
1. 病院の管理者、および研修医が適切な情報収集(臨床研修調査票への記載内容の確認)を実施し、2023年3月31日までに提出が完了するまでに行ってください。
2. 提出後の自己評価(回答者)については、ご返答いたしません。

【お問い合わせ先】
NPO法人 全国臨床研修評価機構 事務局
TEL 03-6313-0444
FAX 03-6313-0446
E-mail info@jcep.jp
URL <https://www.jcep.jp/>

病院名: _____

同じ

■ 訪問調査 ■

1日の実地訪問

サーベイヤー3名程度

JCEP評価項目による調査・評価

管理者等との合同面接

記録・資料の確認

設備・環境の確認

研修状況の確認

研修医,指導医,指導者へのインタビュー



調査票はすべてJCEPホームページに公開しております
<https://www.jcep.jp/cn12/index-02.html>

書面調査

臨床研修調査票

1年(連続12カ月)のデータ、直近の一時点のデータ、修了者のデータ

〔提出用〕臨床研修調査票October2022

臨床研修調査票 October 2022

表紙: 記入要領	1 頁
1. 基本情報、病床数	2 頁
2. 臨床研修指定区分・体制	2~3 頁
3. 医師数および患者数	10~11 頁
4. 職員数	12~13 頁
5. 労働時間	14 頁
6. 研修医の状況と環境整備状況	15~22 頁
7. 医療安全管理の状況	23~25 頁
8. 各部門の活動状況	26~31 頁
9. 研修の評価	32~35 頁
10. 研修施設のQI	36 頁
11. 医師臨床研修プログラムの研修分野別マトリックス表	37~42 頁

【記入要領】
この調査票は、貴院の臨床研修に関する概要について記載していただくものです。貴院が臨床研修病院として、かつ地域で果たしている機能・役割および実績についてお伺いします。

- ①一定期間内の実績に関する設問について
特に期間指定のない場合は、昨年度一カ年の実績を記入する
- ②職員の配置状況について
「専任者」: 常勤職員について数字(整数)で記入する。90%以上の従事
「専任者」: 常勤職員について、業務割合を換算して記入する。50%以上の従事
「兼務者」: 非常勤職員について、常勤換算して記入する
*「専任者」「兼務者」について「実人数」の記載指示がある場合を除く
- ③指導医について
臨床経験7年を有し、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日 医政発第0612004号)」の一部改正に示されている指導医についてのみ記入する
- ④職員数については、配置がない場合には「0」を記入する
⑤該当するデータがなく回答できない場合: 「- (半角ハイフン)」を記入する
- ⑥選択肢の設問について
番号を選ぶ設問(単数回答): 該当するものを1つ記入する
「口」をチェックする設問(複数回答): 該当するものすべてにチェックする
- ⑦自由記述について
[]: 青色の回答欄に記入する
[]: 補足、貴院の取組みなどについては、「自由記載シート」に記入する

問合せ先

NPO法人 卒後臨床研修評価機構 事務局

TEL: 03-5212-2444

FAX: 03-5212-2445

E-mail: jimukyoku@jcep.jp

URL: <https://www.jcep.jp>

1

1. 基本情報: 責任者、病床数
2. 臨床研修指定区分・体制: 連携、理念・基本方針、役割・機能の明示、研修管理委員会、指導体制、研修医の診療行為を確認する体制、研修医の参加する委員会、プログラム連携施設、研修プログラム、オリエンテーション
3. 医師数および患者数: 分野別医師数、患者数、ICD疾患別患者数
4. 職員の状況: 職種別職員数、専門医師数
5. 労働時間の状況: 病院の主体性、研修医勤務状況
6. 研修医の状況と環境整備状況: 募集・採用、規程類、辞令、研修記録、臨床研修修了証、修了後フォロー、健康管理、給与・手当、図書、研修機器、研修設備、外部研修活動、Web環境
7. 医療安全管理の状況: 委員会、研修医の医療事故発生時対応体制、患者相談窓口、医療関連感染
8. 各部門の活動状況: 救急医療体制、外来部門、研修期間と主な指導体制、精神科診療機能、臨床検査部門、病理診断部門(CPC)、手術部門、チーム医療、診療録管理部門、医療ソリューション
9. 研修の評価: 研修医の評価、指導体制の評価、研修修了状況、修了者の到達目標の達成状況、医療記録の作成数
10. 研修施設のQI
11. 研修プログラムの研修分野別マトリックス表

調査票はすべてJCEPホームページに公開しております
<https://www.jcep.jp/cn12/index-02.html>

訪問
調査

JCEP評価調査票

Pg・・・Postgraduate

中項目 三段階の評定尺度(小項目を勘案し判定する)

「適切」 適切に行われている・適切な形で存在する

「要検討」 検討を要する。部分的には行われている

「要改善」 直ちに改善すべき状況がある

評価結果において、「要改善」が20%未満の場合は、特段の理由が無い限り認定証を発行する。(認定基準から抜粋)

[提出用]JCEP評価調査票October2022

JCEP評価調査票
October 2022

臨床研修評価 評価項目		
大項目	中項目	小項目
Pg.1 臨床研修病院としての役割と理念・基本方針	2	6
Pg.2 臨床研修病院としての研修体制の確立	2	6
Pg.3 臨床研修病院としての教育研修環境の整備	4	15
Pg.4 研修医の採用・修了と組織的な位置付け	6	17
Pg.5 研修プログラムの確立とその実践	5	23
Pg.6 研修医の評価	2	6
Pg.7 研修医の指導体制の確立	3	9
Pg.8 修了後の進路	3	4
8	27	86

【ご記入にあたって】

1 病院の管理者、および評価担当者が適切な情報収集(臨床研修調査票への記載内容の確認、職員とのディスカッションなど)により自己評価を行ってください。

2 :薄黄色の「自己評価」回答欄すべてについて、ご回答ください。

【お問い合わせ先】

NPO法人 卒後臨床研修評価機構 事務局
 TEL:02-5912-2444
 12-2445
 @jcep.jp
 //www.jcep.jp/

3階層構造:大項目(Pg.x)

8つの大項目(評価の対象領域における枠組み)

Pg.1 臨床研修病院としての役割と理念・基本方針

Pg.2 臨床研修病院としての研修体制の確立

Pg.3 臨床研修病院としての教育研修環境の整備

Pg.4 研修医の採用・修了と組織的な位置付け

Pg.5 研修プログラムの確立 とその実践

Pg.6 研修医の評価

Pg.7 研修医の指導体制の確立

Pg.8 修了後の進路

中項目(Pg.x.x)

27中項目

小項目(Pg.x.x.x)

86小項目

2

6

2

6

4

15

6

17

5

23

2

6

3

9

3

4

小項目:各中項目を判定するための指標項目
 「a」適切に行われている/存在する/積極的
 「b」部分的には行われている
 「c」適切さに欠ける/存在しない/行われていない

評価基準の策定方法について

何を基準にして評価するのか

● JCEP評価基準: standards (大・中・小項目)

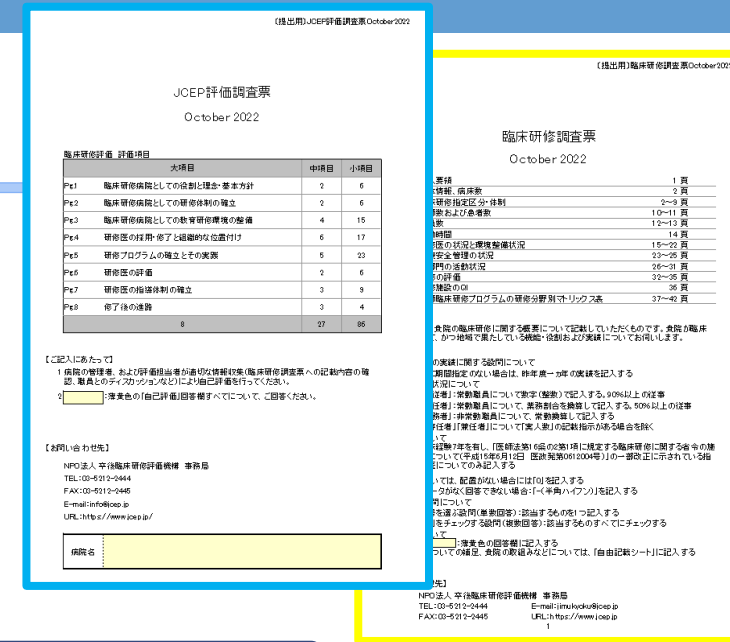
- 臨床研修省令を踏襲 厚生労働省
- 医師臨床研修指導ガイドライン(2020年度版)を踏襲 厚生労働省
- 臨床研修病院としてあるべき姿を検討したJCEP固有の項目 JCEP

- 臨床研修省令・ガイドライン以外で臨床研修病院として遵守すべき事項
 - ・研修医の健康診断年2回、ストレスチェック年1回
 - ・研修医が記載した診療録を指導医が毎日確認……………労働安全衛生、臨床研修病院入院診療加算などから
- その他臨床研修病院の質改善とPDCAに必要な内容
 - ・臨床研修病院としての理念・基本方針、生涯にわたるフォロー体制、…臨床研修病院が果たすべき役割などから

JCEP評価調査票

*評価基準は毎年改訂

評価項目のすべては臨床研修病院のあるべき姿を示したもの



必要とされる情報 (JCEP講習会で明示している主要内容)

- ・JCEPサーベイヤーとして必要な知識
- ・臨床研修事務・実務担当者に必要な知識

医師法

医療法

医師臨床研修制度の概要

臨床研修省令

医師臨床研修指導ガイドライン

他関連資料

A204-2 臨床研修病院入院診療加算(入院初日)

※臨床研修病院入院診療加算の施設基準

A207 診療録管理体制加算(入院初日)

※診療録管理体制加算の施設基準

診療録管理体制加算の施設基準に係る届出 様式

医師法第三章の二 (臨床研修)第十六条の二
(研修医の義務)第十六条の三
(臨床研修修了者の登録)第十六条の四
(登録手数料)第十六条の五
(厚生労働省への委任)第十六条の六
(臨床研修修了医師の登録に係る経過措置)第八条
(指定病院に係る経過措置)第九条

経過措置、はどう
なっているか

医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令
(平成一四・一・二・一 厚労令一五八)
改正 平一五厚労令一〇五・平一七厚労令一四

医療法第二章 (開設許可)第七条
(診療所等開設の届出)第八条

医療法第三章 (公的医療機関に対する命令及び指示)第三五条第一項の二
医療法附則 (臨床研修修了医師の登録に係る経過措置)第八条

医療法施行規則において:臨床研修修了医師と病院・診療所開設許可申請に係る条項が定められている

【医師臨床研修制度の概要】

- 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(令和4年3月31日付一部改正)
- 医師臨床研修指導ガイドライン - 2020年度版 -

【評価を受けることの根拠法と考えられる条項】

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成32年度以前)
(平成28年7月1日一部改正 平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知)
5 臨床研修病院の指定の基準 >(イ)>ナ 第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成32年度以降、一部公布日施行)
(平成30年7月3日一部改正 平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知)
5 臨床研修病院の指定の基準 >ナ 第三者による評価を受け、その結果を公表することが強く推奨されること。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について(厚生労働省医政局長 医政発第0330010号 平成19年3月30日)

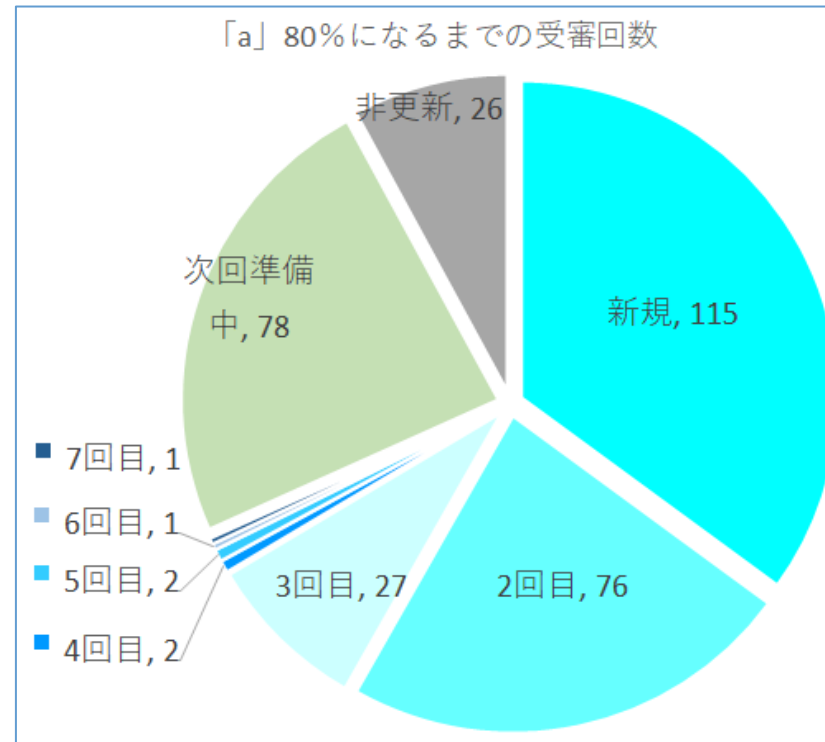
院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きの送付について(厚生労働省医政局指導課 事務連絡 平成19年5月8日)

- 評価基準は臨床研修省令、医師臨床研修指導ガイドラインを踏襲し、JCEPとして臨床研修病院のあるべき姿を検討し、固有の設問や視点を加えています。
 臨床研修病院であれば、備えるべき内容であり、研修医の病院選択に資する内容と考えます。

小項目(86項目)において「a」と判定された項目が80%以上になるまでの受審回数の分布(N=328)

小項目判定結果「a」が80%以上に達成するまでの受審回数	病院数	準備中	非更新	全体
1回目(初回新規)	115	-	-	115
2回目	76	61	17	154
3回目	27	7	3	37
4回目	2	6	4	12
5回目	2	2	2	6
6回目	1	1	0	2
7回目	1	1	0	2
全体	224	78	26	328

※非更新後の再申込みは初回受審として計上



小項目:86項目(October2022)
 各中項目を判定するための指標項目

「a」適切に行われている
 適切な形で存在する
 積極的に行われている

「b」部分的には行われている

「c」適切でない
 存在しない
 行われていない

- JCEPの評価基準は毎年改訂しています。
評価基準を完成した時点で改訂箇所が分かる内容でホームページに公開(PDF)します。
- 会員およびサーベイヤーには、毎年、完成した評価基準を印刷物として頒布しています。
 - ・ 会員専用のwebページから書式をダウンロードすることも可能です(会員メリット)。
- 実際に訪問調査を担当するサーベイヤーには4半期ごとにZoom説明会にて改訂点や最近の動向を伝えしています。
不安に思う点や、質問等も随時受け付けております。Zoom説明会の場でも回答します。

※改訂の内容は、臨床研修省令の改正や医師臨床研修指導ガイドラインの改訂に応じた内容、または調査を実施する上で判定しにくいなどのご意見等からの見直しが主となります。
制度等の改正内容がスムーズに臨床研修病院に通知されていれば、より容易に理解できる内容です。

- ご意見、ご要望は常にお伺いし、回答させていただいておりましたが、積極的にという点では不足があるのではないかとことから、2022年度のサーベイヤー研究会にて、病院側からご意見をうかがう仕組みをつくり、今年度の調査から実施しています。

受審病院による評価

以下の項目は、受審病院の皆様が、サーベイヤーチームによる訪問調査についてどのような感想をもたれたかをお尋ねするものです。
訪問調査に立ち会った方々がご目録の上、回答してください。ご回答の内容を転記して、サーベイヤーのさらなる資質・能力の向上を目指し、今後のより良い訪問調査に活かしたいと考えております。

1	まず、受審後の感想をお尋ねします。 今回JCEPの訪問調査を受けていかがだったでしょうか？ サーベイヤーチームの発言・説明などで理解しにくいところなどはなかったでしょうか？ 受審後の感想として良かったところ、良くなかったところなど自由に記載してください。 受審後の感想		
	以下の項目は、サーベイヤーチーム全体を対象としてお答えください。 なお、個々のサーベイヤーに対して何らかのご意見がございましたら、末尾の自由記載欄をお願いします。		
2	サーベイヤーチームは守秘義務を遵守していましたか (遵守していない例:院内掲示物や病院資料の撮影など) 遵守していなかった場合、具体的な記載をお願いします。	☐遵守していた	☐遵守していなかった
3	サーベイヤーチームは評価基準に基づいた行動をしていましたか (問題のある行動の例:評価基準にない事項についての質問、評価基準から逸脱した結論の展開など) 問題があった場合、具体的な記載をお願いします。	☐問題はなかった	☐問題があった

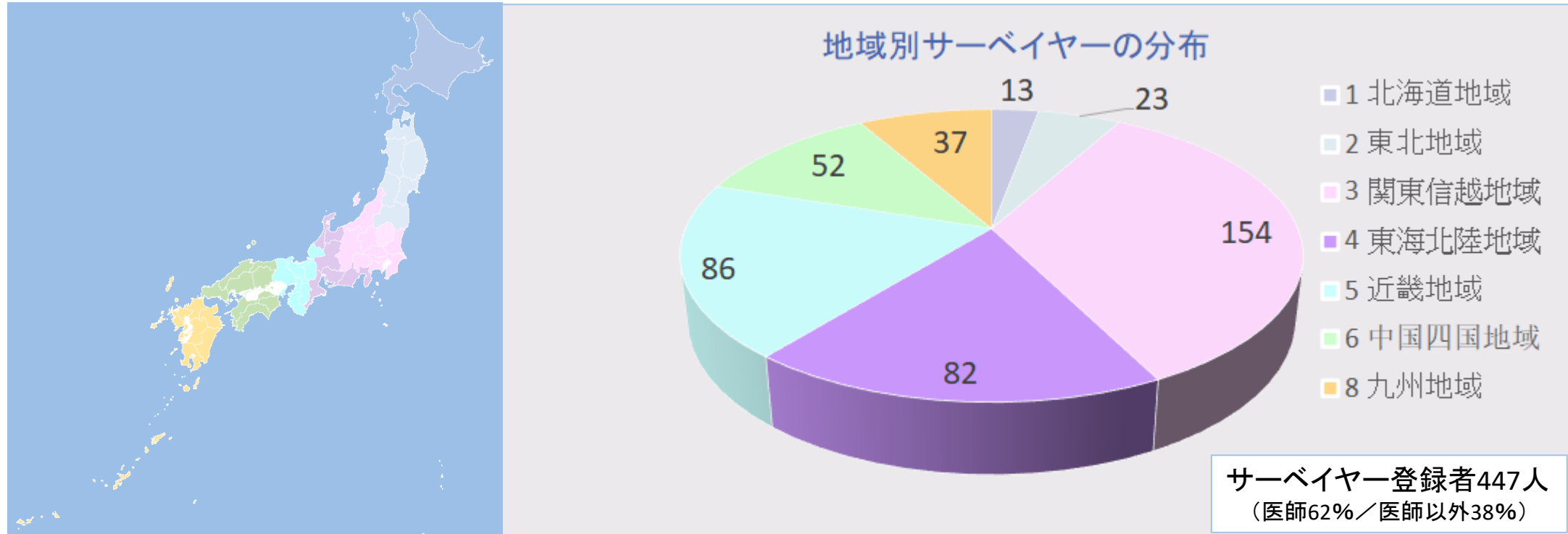
受審病院による評価
訪問調査を行う全病院にお送りします。
※書面調査実施時(訪問調査前)に送付

4	サーベイヤーチームは中立的立場を遵守していましたか 遵守していなかった場合、具体的な記載をお願いします。	☐遵守していた	☐遵守していなかった
5	サーベイヤーチームは医療人としてのマナーを遵守していましたか (遵守していない例:威圧的態度・言動、不適切な院内資料の取扱いなど) 遵守していなかった場合、具体的な記載をお願いします。	☐遵守していた	☐遵守していなかった
6	サーベイヤーチームは適切な時間管理をしていましたか (訪問調査の開始時刻/終了時刻など) 遵守していなかった場合、具体的な記載をお願いします。	☐遵守していた	☐遵守していなかった
7	その他気づいたことがあれば、自由に記載してください。		

サーベイヤーの体制(人数、資格等)について

訪問調査者(サーベイヤー)の地域分布

2022年12月末時点



サーベイヤーチームは3~5名程度

- ・主に臨床研修病院の医師、医師以外の医療従事者、事務・実務担当者等から構成されます。
- ・臨床研修病院群を成す施設(臨床研修プログラムを共有する施設)、調査対象病院の運営管理に携わる立場の者は参加できません。
- ・同グループの病院には参加できません。同開設主体の場合も関連が深い場合には参加できません。

サーベイヤーのチームは、個々の経験と地域および所属施設の開設主体を考慮し編成します。

訪問調査者(サーベイヤー):JCEPの臨床研修評価体系において使用される名称です。

サーベイヤーの養成事業 (1日の講習会(9:30-15:30)修了⇒訪問調査者登録「登録証」の発行⇒OJT実施⇒「サーベイヤー」として活動)

サーベイヤー講習会
(サーベイヤーを養成するためのプログラム)

臨床研修のプログラムを中心とした評価を行うための知識、方法、態度を習得することを目的とする

- JCEPの概要と第三者評価の意義
- 医師臨床研修制度と最近の動向
- 臨床研修の到達目標・研修医評価
- 研修医評価とEPOC
- 訪問調査者(サーベイヤー)の心得
- 書面調査について
- 訪問調査の実際と演習の説明
- サーベイヤー登録手続きと今後の流れ



サーベイヤー講習会の受講者

- JCEPの正会員(個人会員)
- 臨床研修に携わっている実務者、またその経験を有する
- * 自院で研修管理委員会に関わっていることが望ましい

実績:2007年3月~2023年3月	
SVR講習会開催回数	19回
受講者数(延)	1084人
登録者数(延)	984人
2022.12月時点の登録:447人	

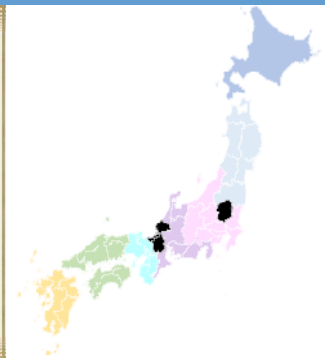
※サーベイヤー講習会を修了後、臨床研修病院の実際の訪問調査にてOJTを修了し、改めてサーベイヤーとして臨床研修病院の調査に参加することができます。

JCEPサーベイヤーの多くは、自院で臨床研修に携わる管理者、実務者である

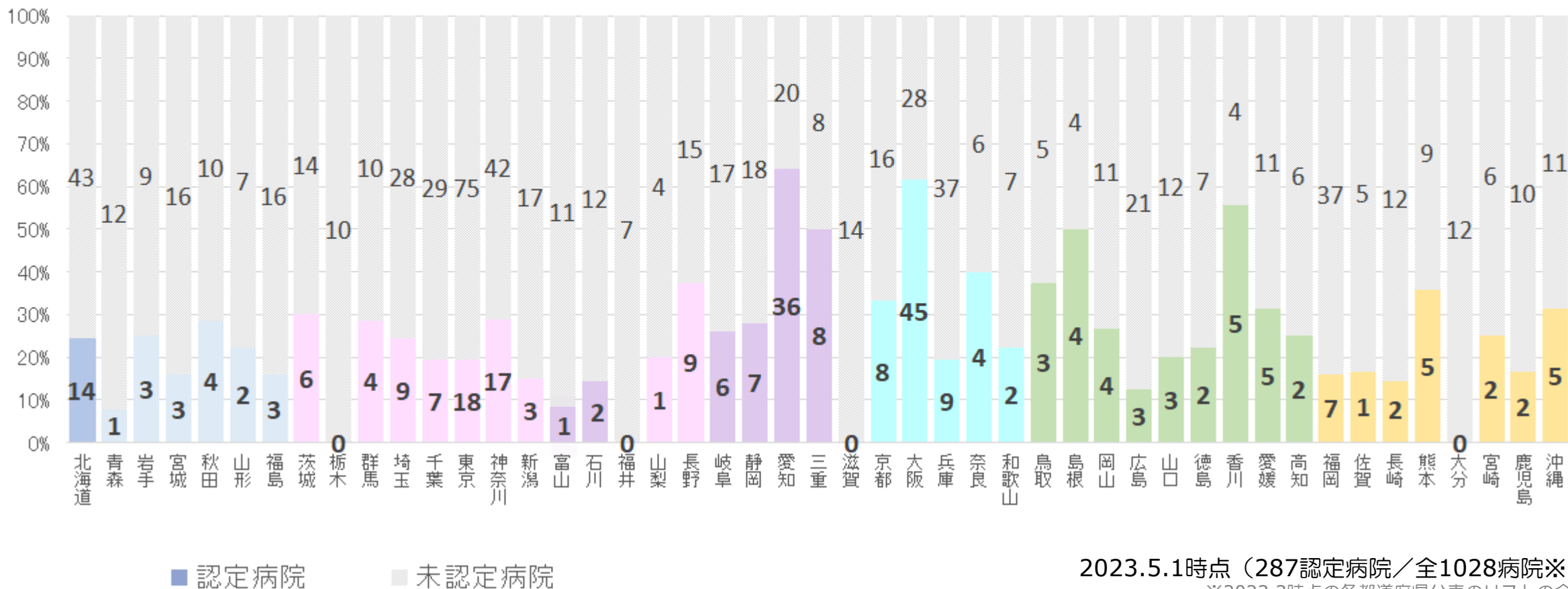
-
- 職種が混ざり、様々な視点から評価されることが望ましいと考えています。
 - サーベイヤーは講習会を修了後、OJTを経て活動に参加します。

最初の数回は調査経験の豊富なリーダー、メンバーとのチームに編成します。
情報の共有化を図る取り組みとして、講習会、印刷物の送付、Zoom説明会の開催をしています。
また、サーベイヤー向けのweb掲示板からの情報共有も行っています。

都道府県別認定病院



都道府県別認定病院の状況



2023.5.1時点 (287認定病院 / 全1028病院※)
 ※2023.3時点の各都道府県公表のリストの合計

大学病院等の 認定状況

国立大学法人(6病院)//42大学

筑波大学附属病院
鳥取大学医学部附属病院
名古屋大学医学部附属病院
三重大学医学部附属病院
長崎大学病院
信州大学医学部附属病院

公立大学法人(6病院)//8大学

名古屋市立大学病院
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター
横浜市立大学附属病院
福島県立医科大学附属病院
奈良県立医科大学附属病院

学校法人(22院)// **大学

聖路加国際病院	昭和大学病院	大阪医科薬科大学病院
東京医科大学病院	昭和大学横浜市北部病院	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
東京医科大学八王子医療センター	昭和大学藤が丘病院	埼玉医科大学国際医療センター
東京医科大学茨城医療センター	昭和大学江東豊洲病院	関西医科大学附属病院
日本医科大学付属病院	愛知医科大学病院	関西医科大学総合医療センター
近畿大学病院	川崎医科大学総合医療センター	岩手医科大学附属病院
東邦大学医療センター大森病院	藤田医科大学病院	
東邦大学医療センター佐倉病院	藤田医科大学ばんだね病院	

- 訪問調査当日は「**受審証**」のみを発行します。
- **報告書**によるフィードバック(報告書はJCEP内評価委員会で審議・承認された後に報告されます)

本評価では、訪問調査時に評価基準にそって評価判定をし、必要があればアドバイスし、講評の際に調査全体をとおしての感想を述べますが、各評価項目に関するコメントを病院にフィードバックすることで改善を支援していきたいと考えています。

「b:部分的には行われている」、「c:適切でない。存在しない。行われていない」と判定された内容について、基準をクリアできていない点をコメントにてフィードバックします。基準をクリアしている場合は、できている内容は評価基準に明記していますので、コメントはしません。

調査結果はJCEP内の審議を経て、「**臨床研修評価 調査結果報告書**」として病院に報告します。



認定基準に達している場合は「**認定証**」を交付します。

(新規受審322調査中、314病院が初回調査で認定(97.5%)、8病院(2.5%)は再調査で認定基準に到達を確認後に認定としました)

エクセレント賞の基準に達していれば「**エクセレント賞**」を交付します。

(2022年5月時点287病院中23病院に交付《8%》)

※認定病院が自院のHPで公表する内容については制限していません。

病院に調査結果を報告する際の報告内容について

JCEP臨床研修評価の流れ〔申込み→書面調査→訪問調査【受審証】→結果通知【報告書】→施設名の公表〕

- ・および【認定証】
- ・および【認定証】 & 【エクセレント賞】
- ・および【条件付き認定の手続き書類】
⇒再調査により認定基準を満たした場合「認定」

「臨床研修評価 調査結果報告書」

〔構成〕

ご挨拶

臨床研修評価 調査結果報告書について

臨床研修評価 調査結果報告書

対象病院ならびにプログラム名

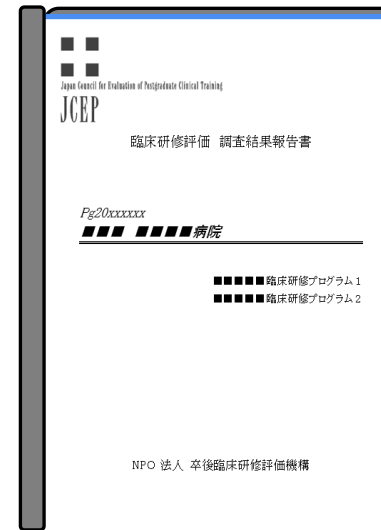
臨床研修指定区分

適用した評価基準

評価のまとめ

大項目別評価

評価結果一覧(適切・要検討・要改善/a・b・c、および所見)



認定基準を満たした場合



エクセレント賞の基準を満たした場合



エクセレント賞 23病院

病院名	都道府県	病床数
旭川赤十字病院	北海道	520
函館五稜郭病院	北海道	480
名寄市立総合病院	北海道	359
利根中央病院	群馬県	253
東葛病院	千葉県	366
聖路加国際病院	東京都	520
立川相互病院	東京都	287
川崎協同病院	神奈川県	267
上越総合病院	新潟県	313
富山県立中央病院	富山県	733
甲府共立病院	山梨県	283
松波総合病院	岐阜県	501
安城更生病院	愛知県	749
豊橋市民病院	愛知県	800
江南厚生病院	愛知県	684
藤田医科大学ばんだね病院	愛知県	370
府中病院	大阪府	380
近畿大学病院	大阪府	929
島根県立中央病院	島根県	568
松江赤十字病院	島根県	599
総合病院岡山協立病院	岡山県	318
済生会松山病院	愛媛県	199
近森病院	高知県	512



エクセレント賞の基準

- Excellent賞の基準

原則として、以下のすべてを満たす場合はExcellent賞を発行する。

- (1) 評価結果において、「適切」が80%以上、かつ「a」が80%以上で、「要改善」と判定された項目がないこと。
- (2) 評価結果において、Pg.4.5が「適切」かつPg.5の「a」が90%以上であること。
- (3) 評価委員会で特に優れていると承認されること。

※直近の訪問調査における結果
2023年5月1日時点

受審件数について

調査の実施件数

➤ 認定証発行病院数: 316

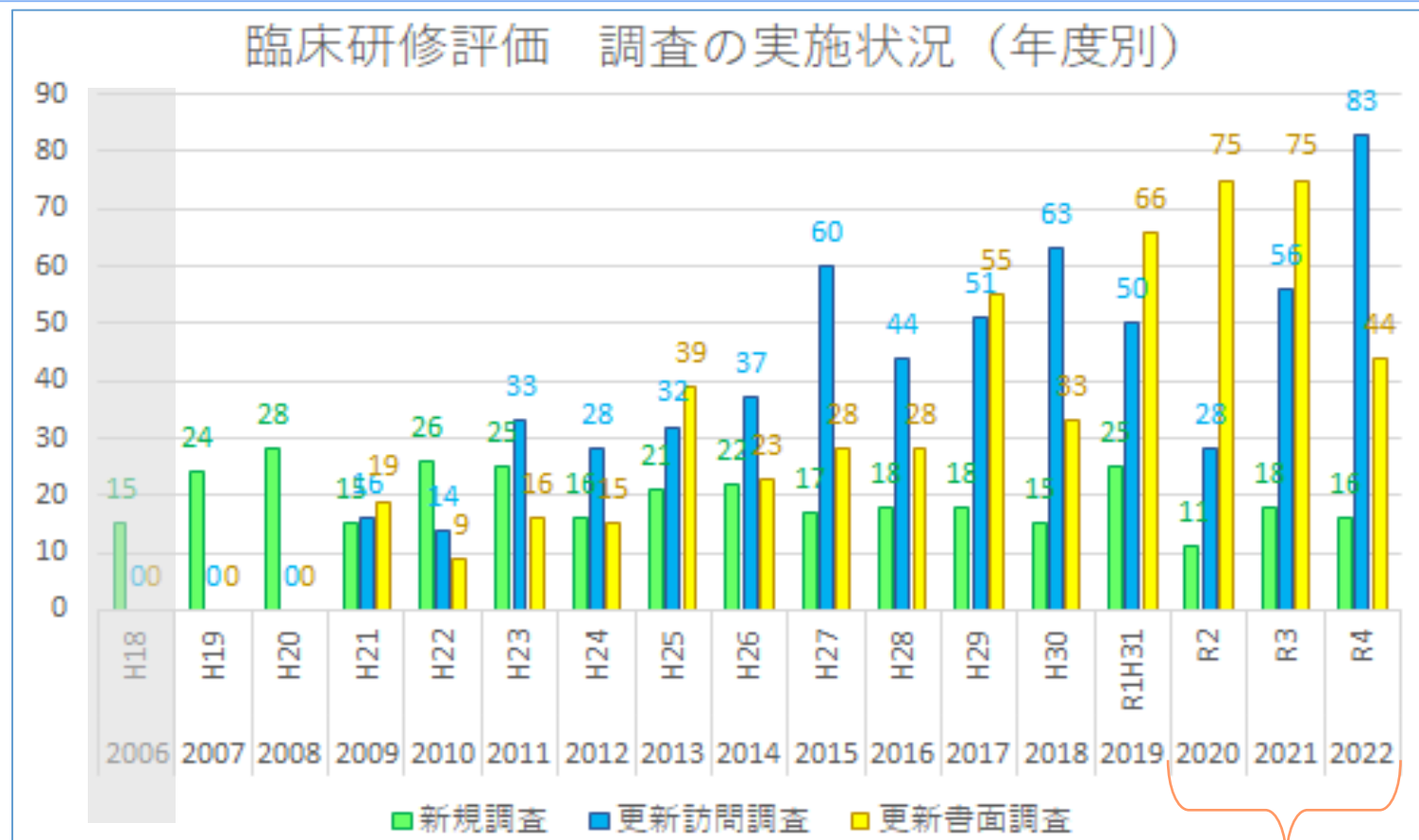
➤ 認定病院数: 282

➤ 非更新病院数: 34

(2023.3末)

*非更新の主な理由

- 指定取消・区分の変更
(基幹型臨床研修病院から協力型臨床研修病院へ)、
- 病院管理者の交代、
- 施設の移転、
- 方針の変更、
- コロナ対応



コロナ禍のため一部調査を延期した期間

※更新訪問調査: 前回の訪問調査結果が「認定」の場合は4年後に実施する

前回の訪問調査結果が「条件付き認定」を経て「認定」された場合は2年後に実施する

※更新書面調査: 前回の訪問調査結果が「認定」の場合の2年後に中間の調査として書面のみの調査を実施する

● 申込～訪問調査まで:約5ヶ月



● 訪問調査日:8:50集合～16:45終了・解散

→パンフレット

● サーベイヤーの人数:概ね3名以上(2名以上で実施)

事務局は同行しません

● 評価料

→パンフレット

	初回調査(訪問)	更新調査(訪問)	更新書面調査
一般	550,000円	517,000円	33,000円
機関会員	220,000円	220,000円	33,000円

-
- 実績として、1日に4調査を経験しています。

下半期は連日の調査となります。これまでは、実施できております。

- サーベイヤーは自主的な手上げ方式でチーム編成をしていることから、ご本務に支障のない範囲でご協力いただいております。

※JCEPから強制的にお願いすることはありません。

-
- これまで通り、1病院1病院に対応していきます。
 - 業務の標準化の可否を精査しながら仕組みを見直していますので、対応できるよう準備・計画します。
 - サーベイヤーはサーベイヤー講習会にて新規養成をします(毎年1回開催)。
(2022年度実績:新規40名養成、2023年度計画:新規50名養成予定)
 - これまで受審数が多くない時期には、担当いただけなかったサーベイヤー、スリーピングになってしまっていたサーベイヤーに活動に参加いただけるよう準備・計画します。
 - アクティブサーベイヤーを確保し、効率よくご参加いただけるよう計画します。

※全基幹型臨床研修病院が4~5年に1回の受審をすると
⇒年間200~250病院程度の訪問調査を行う必要がある

調査実施件数のシミュレーション 1

➤4年のサイクル
現状のとおり段階的に実施した場合

・約1000病院/4年・・・250訪問調査/年

・・・28件/月(7月～翌3月)

これまでの実績

□月に20件の調査実施経験あり
⇒28件/月にするための課題

【クリアすべき課題】既に検討中

①チーム編成:2名体制の調査の標準化

□条件の明示

・更新、認定年数、良評価

②評価基準のシンプル化(表現の見直し)

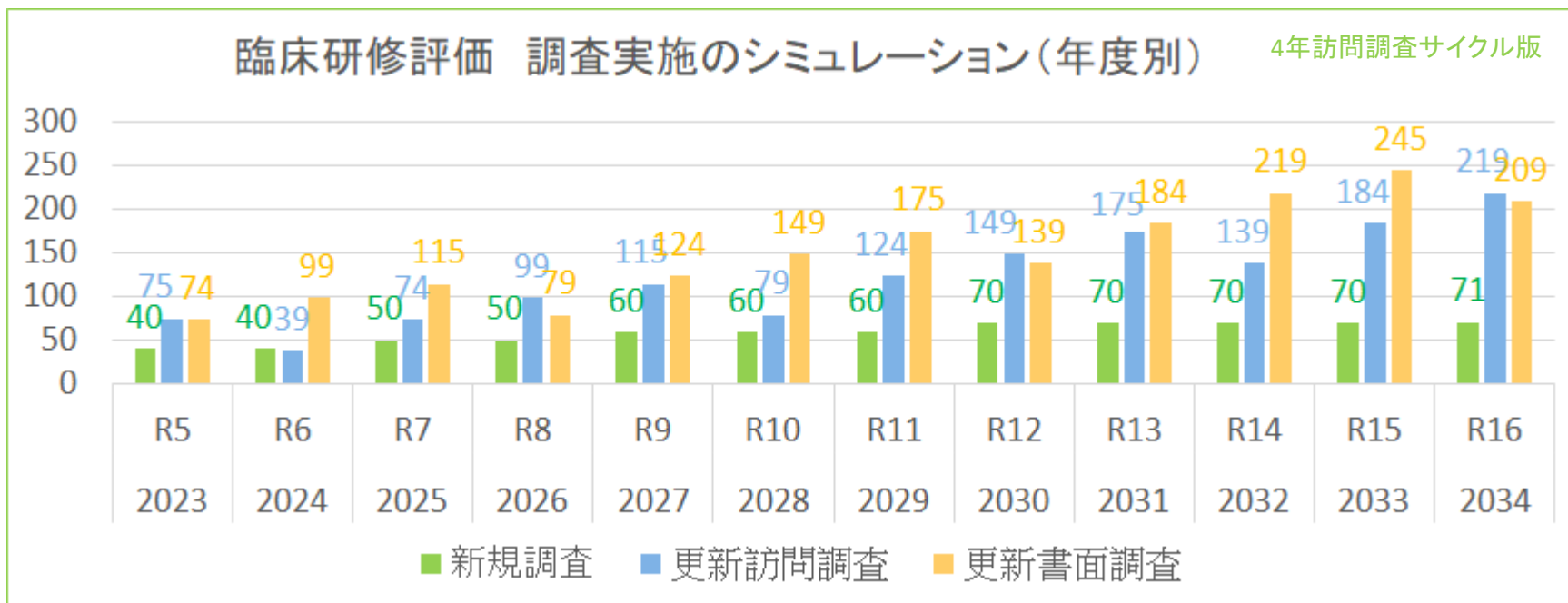
□よりminimumへ

③報告書の審議のペースアップ

☑報告書作成要領の見直し

④事前の書面調査のチェックバック期限の厳守

□病院からの提出期限を早める



年度_西暦	~2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	認定数
年度_和暦	~R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
新規調査	330	40	40	50	50	60	60	60	70	70	70	70	71	1041
更新訪問調査		75	39	74	99	115	79	124	149	175	139	184	219	-
更新書面調査		74	99	115	79	124	149	175	139	184	219	245	209	-

※2034年までに1000病院を評価すると仮定

調査実施件数のシミュレーション 2

▶4年または6年のサイクル

2030年までに約1000病院を認定
評価結果に応じて6年認定を設定した場合

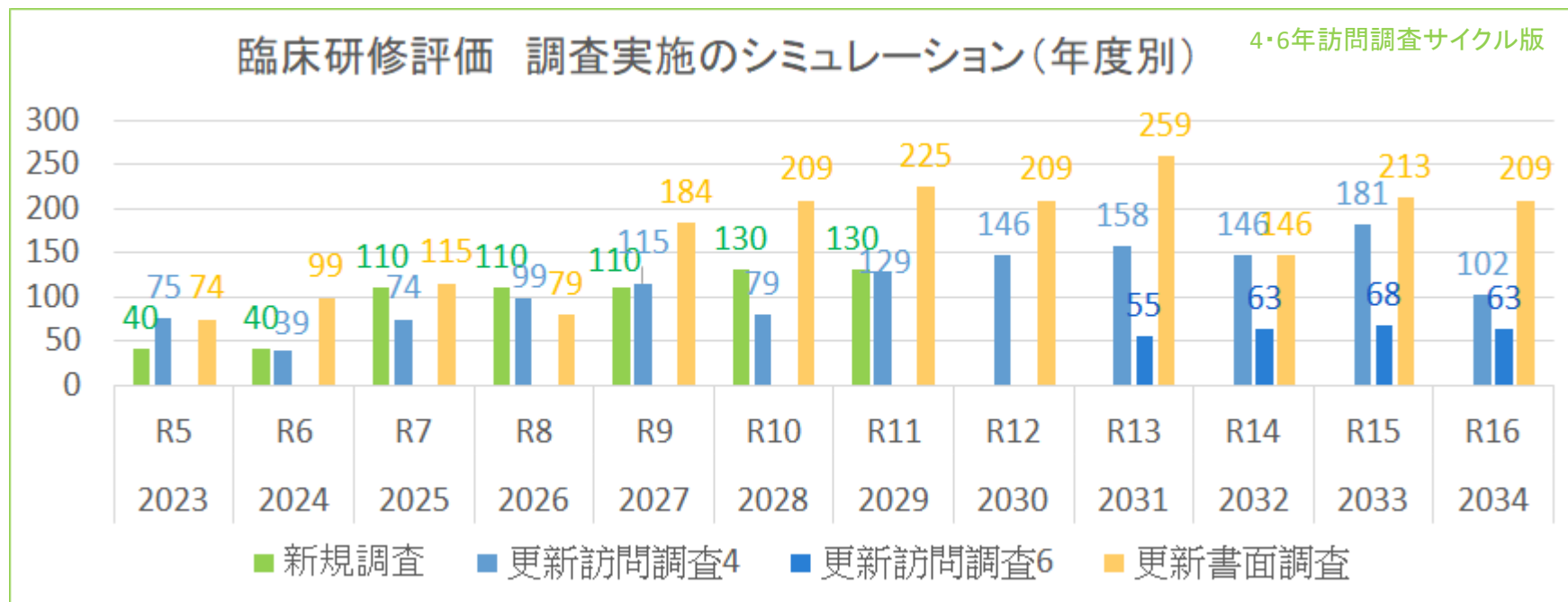
- ・(7割)約700病院/4年__175訪問調査/年
- ・(3割)約300病院/6年__50訪問調査/年
...225SV/年

2007～2016年度までの認定期間

- ・2年(原則)
- ・4年(「適切」80%以上、または「a」80%以上)
- ・6年(「適切」80%以上、かつ「a」90%以上で、「要改善」がない)____廃止

※6年認定

次回訪問調査までの期間が長すぎて、質を維持できないという検討の結果から廃止しました。



年度_西暦	～2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	認定数
年度_和暦	～R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
新規調査	330	40	40	110	110	110	130	130						1000
更新訪問調査4		75	39	74	99	115	79	129	146	158	146	181	102	-
更新訪問調査6										55	63	68	63	-
更新書面調査		74	99	115	79	184	209	225	209	259	146	213	209	-

※2029年までに1000病院を評価すると仮定

卒後臨床研修評価機構による第三者評価に関するアンケート調査結果について

実施日:2023.05.02

対象:JCEP認定病院286病院

方法:Eメールにより配信し、web回答による集計を行うものとした

回答:142(20230607時点)

〔アンケート内容〕

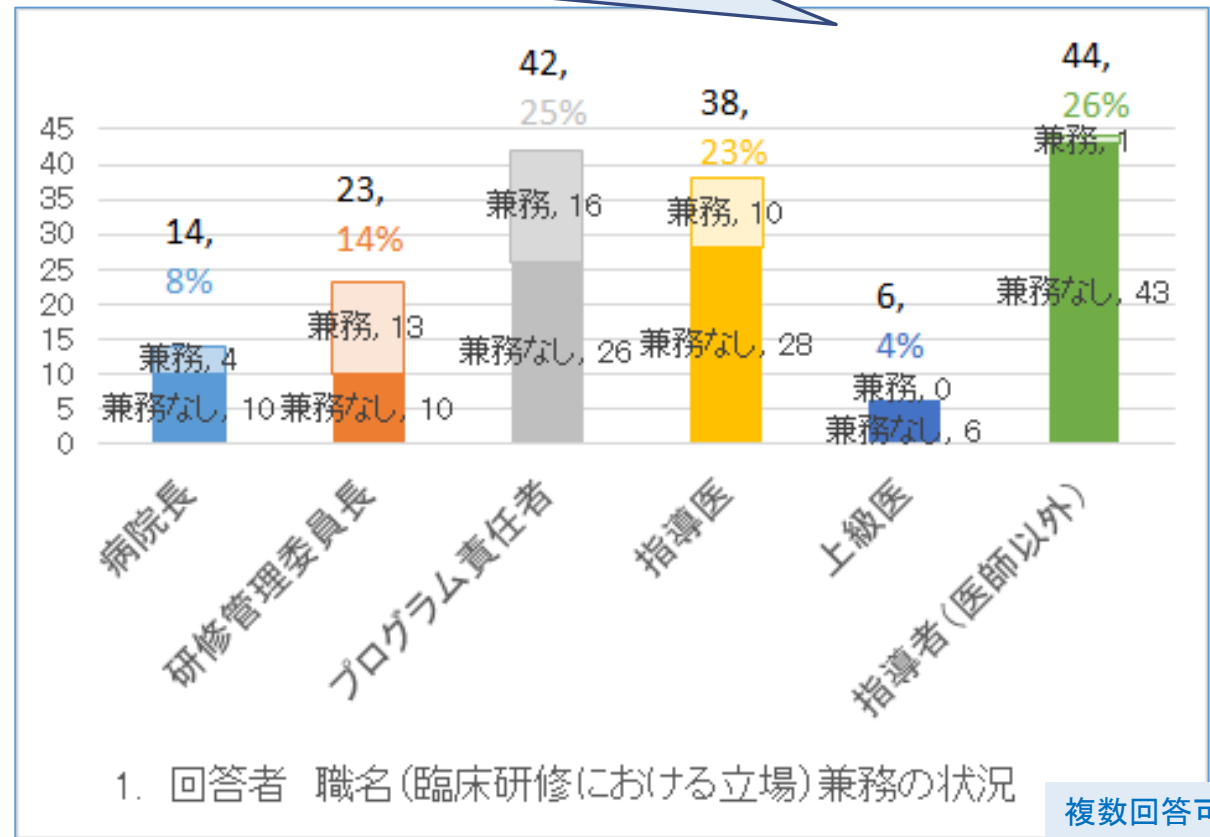
1. 回答者
2. 卒後臨床研修評価機構による外部評価を受けることによって、貴院の卒後医師臨床研修の質が向上した等メリットがあったと思いますか？
3. 国の制度として、すべての臨床研修病院が第三者評価を受審しなくてはならない(義務化)としたほうがよいと思いますか？
4. 卒後臨床研修評価機構の第三者評価を受審された経験から、以下について改善の余地があると考えられる点がありましたら、具体的にご指摘ください。
・評価のプロセス(受審準備期) ・評価のプロセス(当日) ・評価項目 ・評価結果の妥当性
5. 4年に1回の訪問調査(2年ごとの書面調査)としている訪問インターバルについてはいかがですか？
6. その他、ご意見等お気づきの点がございましたらご教示ください。

1. 回答者 職名(臨床研修におけるお立場)

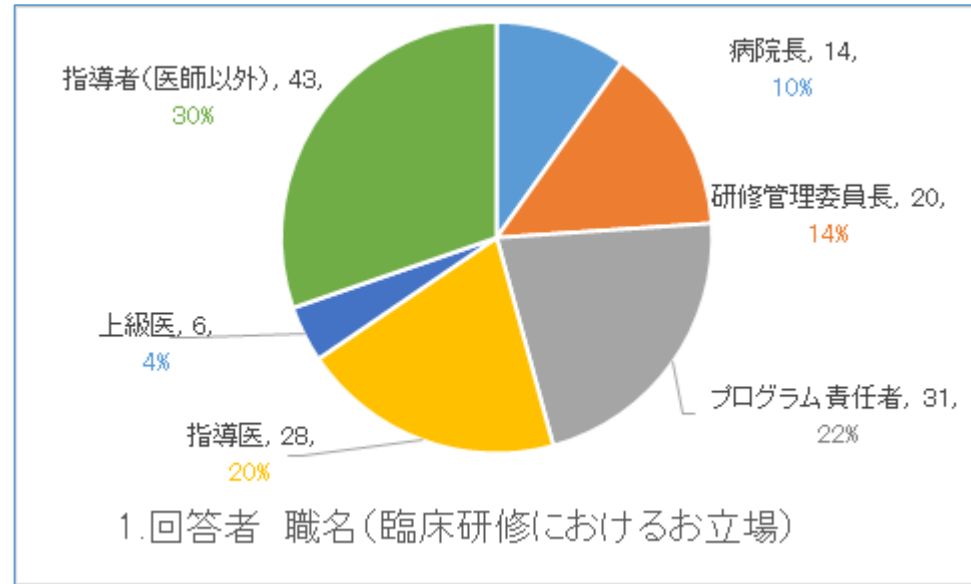
職名	回答者(実人数)	回答(複数回答)
病院長	14	14
研修管理委員長	20	23
プログラム責任者	31	42
指導医	28	38
上級医	6	6
指導者(医師以外)	43	44
全体	142	167

実施日: 2023.05.02
 対象: JCEP認定病院
 回答者: 142人(20230607時点)

複数回答による職名(臨床研修における立場)の兼務状況



複数回答可

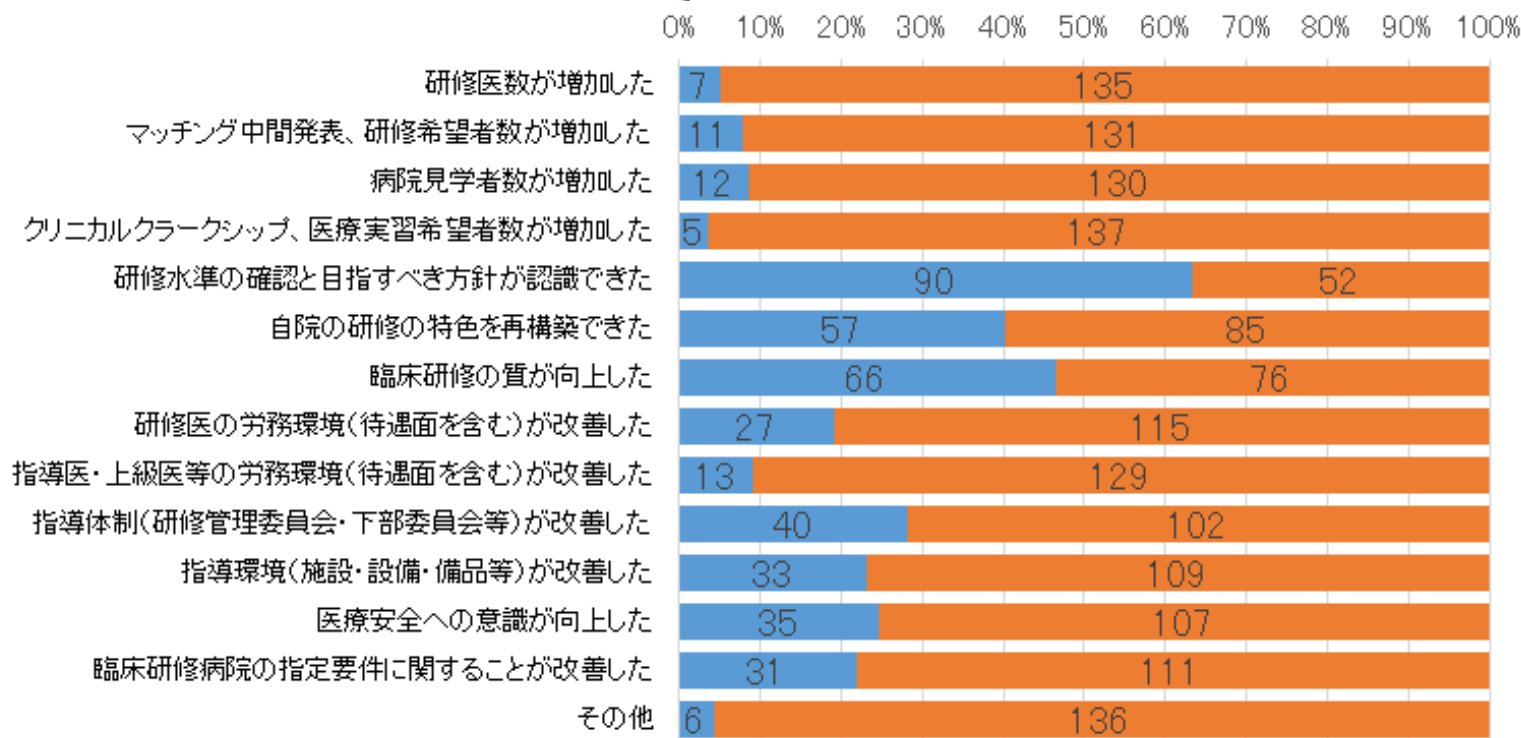


2. 卒後臨床研修評価機構による外部評価を受けることによって、 貴院の卒後医師臨床研修の質が向上した等メリットがあったと思いますか？

実施日：2023.05.02
対象：JCEP認定病院
回答者：142人(20230607時点)

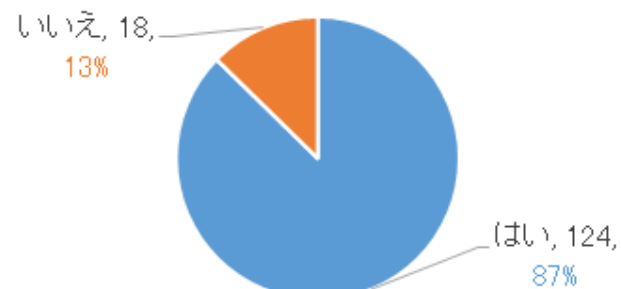
JCEPによる評価はメリットがあったか	回答数
はい	124
いいえ	18
全体	142

「はい」と回答した場合の内容（回答数：433）



卒後臨床研修評価機構に評価はメリットがあったか？

複数回答可

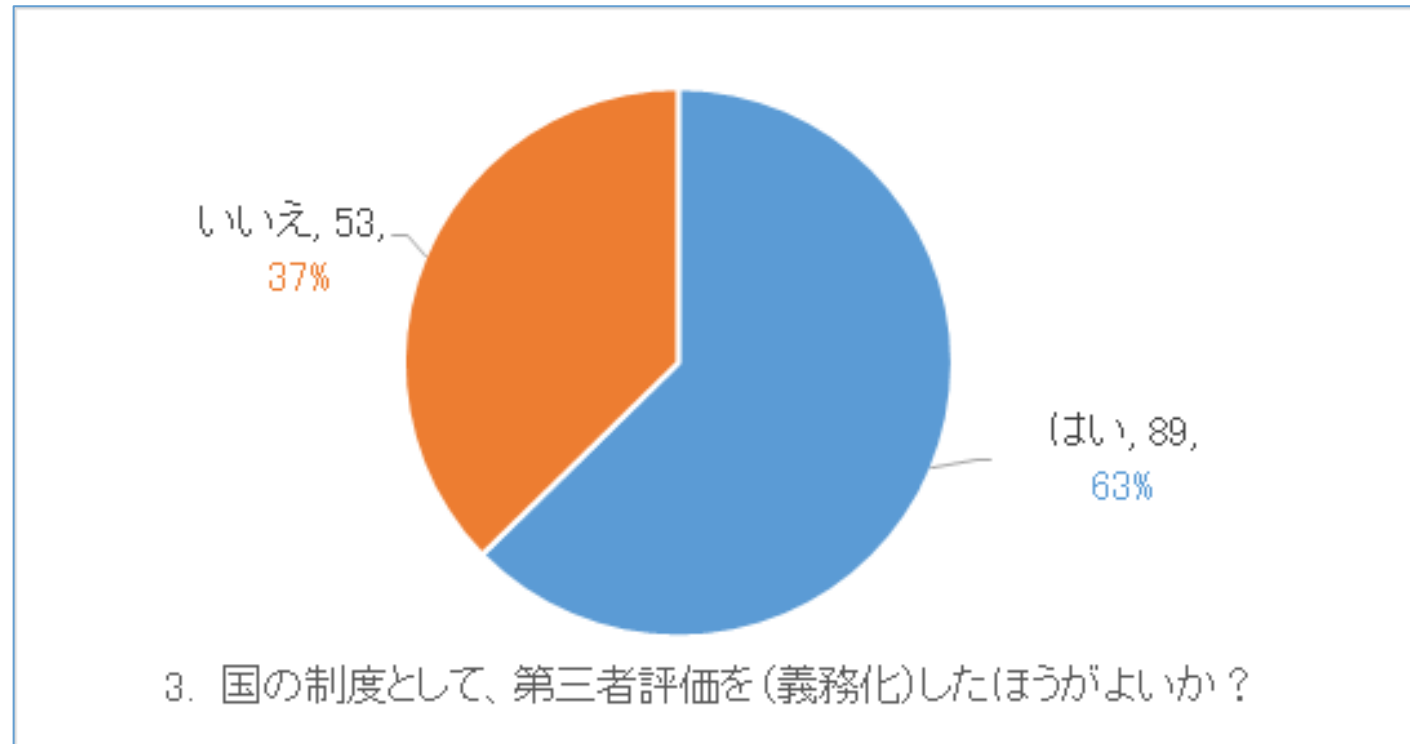


2. JCEPによる評価はメリットがあったか

3. 国の制度として、すべての臨床研修病院が第三者評価を受審しなくてはならない(義務化)としたほうがよいと思いますか？

実施日: 2023.05.02
 対象: JCEP認定病院
 回答者: 142人(20230607時点)

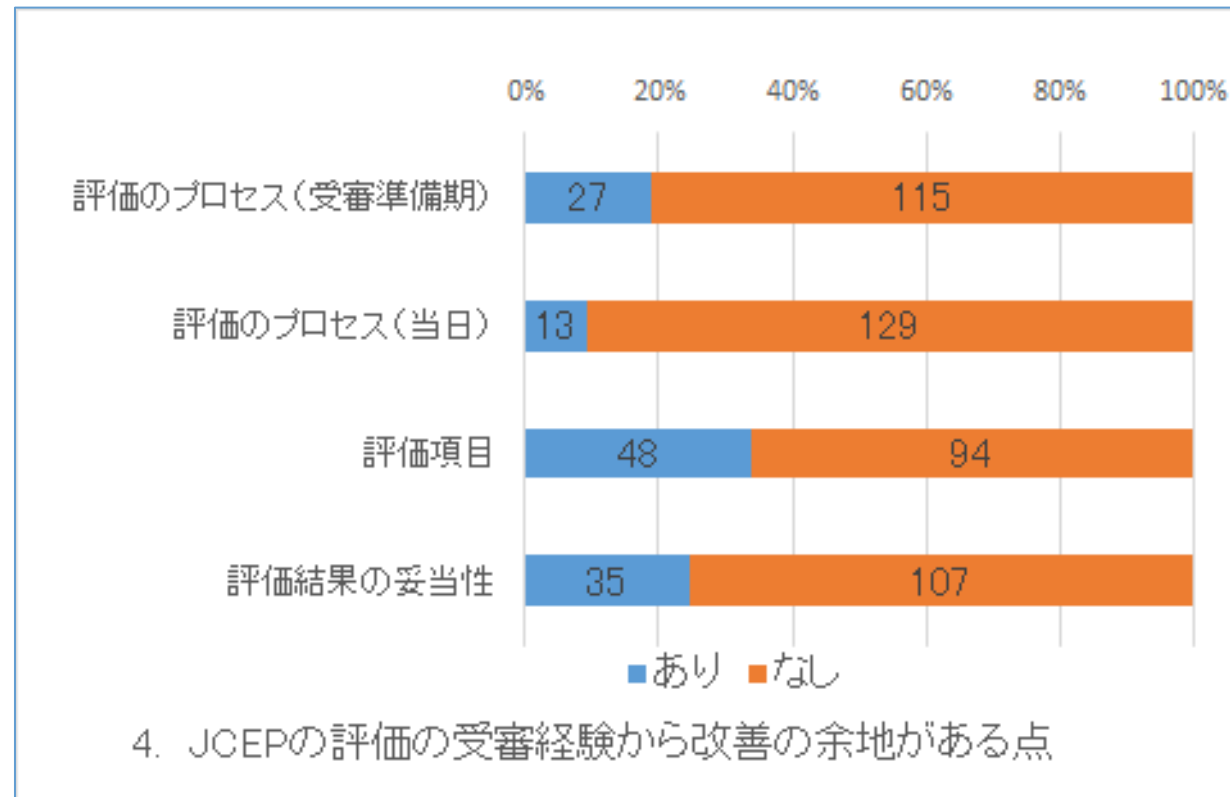
義務化した方がよいか	回答数
はい	89
いいえ	53
全体	142



4. 卒後臨床研修評価機構の第三者評価を受審された経験から、以下について改善の余地があると考えられる点がありましたら、具体的にご指摘ください。

改善の余地	あり	なし	全体
評価のプロセス(受審準備期)	27	115	142
評価のプロセス(当日)	13	129	142
評価項目	48	94	142
評価結果の妥当性	35	107	142

実施日: 2023.05.02
 対象: JCEP認定病院
 回答者: 142人(20230607時点)



5. 4年に1回の訪問調査(2年ごとの書面調査)としている訪問インターバルについてはいかがですか？

4年の訪問インターバル	回答
適当	115
長すぎる	5
短すぎる	22
全体	142

実施日: 2023.05.02
 対象: JCEP認定病院
 回答者: 142人(20230607時点)

